

第 5 回障害者総合支援法対象疾病検討会における検討事項

1 本検討会における検討の対象範囲

第 14 回厚生科学審議会疾病対策部会指定難病検討委員会（平成 28 年 5 月 16 日開催）において、指定難病の検討対象とすることとされた疾病（222 疾病）のうち、以下に該当する疾病を検討の対象とする。

(1) 指定難病として指定された疾病の検討

厚生科学審議会疾病対策部会（平成 28 年度第 1 回）（平成 29 年 1 月 18 日開催）において、指定難病の要件を満たすとされた疾病

<資料 3>

(2) 指定難病の要件を満たすことが明らかでないとされた疾病についての検討

厚生科学審議会疾病対策部会（平成 28 年度第 1 回）（平成 29 年 1 月 18 日開催）において、現時点で指定難病の要件を満たすことが明らかでないとされた疾病のうち、障害者総合支援法の対象疾病の要件以外の理由である

- ・発病の機構が明らかでない（他の施策体系が樹立している疾病を含む）
- ・患者数が本邦において一定の人数に達しない

ことの要件を満たすことが明らかでないとされた疾病

<資料 4>

(3) 平成 25 年 4 月から障害者総合支援法の対象となっていた疾病

平成 25 年 4 月から障害者総合支援法の対象となっていた 130 疾病の取扱いについて

<資料 5>

2 名称を変更する疾病

厚生科学審議会疾病対策部会（平成 28 年度第 1 回）（平成 29 年 1 月 18 日開催）において、既存の指定難病のうち、疾病の名称を変更することとされた疾病

<資料 6>